

外国人児童生徒の 就学機会の確保に向けて

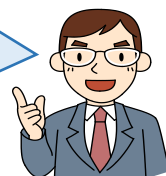


北海道教育庁学校教育局
義務教育課義務教育グループ

市町村における編入学を希望する外国人の児童生徒への対応

グローバル化の進展に伴い、道内の義務教育諸学校に在籍する日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒は年々増加傾向にあります。また、昨年末に外国人労働者の受け入れを拡大する、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、本年4月に施行されることから、今後、外国人児童生徒の更なる増加が予想されます。各教育委員会においては、本資料を参考に、外国人児童生徒の就学機会の確保に努めることが大切です。

国では、日本国憲法や教育基本法、国際規約等に基づき、外国人の子どもが公立義務諸学校への受入れについては、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れ、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しています。市町村において、外国人の住民登録があった場合は、次のような対応が必要です。



首長部局 担当課における対応の手順（「市民課」等）



- 外国人の住民登録に関わる事務手続きを行う。
- 学齢期の子どもがいた場合、公立学校への編入学希望の有無を保護者に確認する。
希望がある場合は、外国人登録にかかわる手続きが済み次第、引き続き教育委員会担当課で手続きをするよう保護者に伝える。
(教育委員会が別の庁舎にあるなど場所が分かりにくい場合は、庁舎への経路図を渡す。)
- 首長部局担当課職員が同行して教育委員会担当課へ移動し、確実に手続きができるようにする。(保護者が日本語でコミュニケーションを図れない場合は、通訳者も同行するようにする。)

連携



Point 外国人登録が済み次第、引き続き教育委員会で編入学にかかわる手続きができるようにすることが大切です。編入学のタイミングを逃すことのないよう、日常的に首長部局の担当課と連携を図り、外国人登録があった場合の対応について共通理解を図っておくようにしましょう。

教育委員会 担当課における対応の手順

- 本人及び保護者に対して、次の点について説明し、公立の小・中学校へ通う意志を改めて確認する。



ア 学習に関すること

保護者や児童生徒の不安な気持ちを共感的に理解しつつ、保護者には、「日本での仕事や生活に慣れるまで大変ですが、時間を見つけてお子さんの宿題を見てあげたり、励ましてあげたりすることがとても大切です。できますか？」などと聞き、自覚や覚悟を促す姿勢も大切です。

イ 費用に関すること

小・中学校別に必要となる費用を一覧にして提示し、公立学校であってもある程度の費用が必要となることを理解してもらいます。経済的理由により就学が困難な場合は、(準)要保護者として保護を受けることができる制度を伝え、希望に応じて手続きを進めます。

② 在留カード等で居住地等の確認をする。

Point 在留カード等により、氏名（綴り）、生年月日、国籍・地域、居住地、在留期間、前住所等を確認します。その際、学齢簿に準ずる書類を作成しておく、管理しやすくなります。



③ 編入学にかかわる必要書類（「就学願」「編入学願」等）を受理する。

- ア 保護者に、現住所、児童（生徒）氏名、保護者氏名等を記入してもらう。
- イ 教育委員会側は、指定学校、学年、編入学日を決定して記入する。

【編入学における留意事項】～指定学校と編入する学年について～

- ・指定学校は現住所により決定されるのが基本ですが、日本語指導体制が整備されている学校への通学を認めるなど、就学の指定については、柔軟に対応することが必要です。
- ・編入する学年については、年齢により決定されるのが基本ですが、当該児童生徒の学力や日本語能力等を適宜判断し、下学年への編入を認めるなどの柔軟な対応をすることができます。

④ 編入学に際して必要な説明や指導等を行う。

外国人児童生徒が学校生活に適應することができるよう、次のようなことについて、教育委員会が保護者や児童生徒に対し、十分に説明・確認しましょう。

【説明・確認すべきこと】

- 日本の公立小・中学校の制度や仕組み
- 小・中学校の1年間及び1日の主な流れ
- P T A組織の存在と、保護者に期待されていること
- 保護者の氏名や勤務先、本人の既往歴やアレルギーの有無
- 給食費等の振込依頼書への記入などの事務手続き など

左記の説明・確認の際に使用する資料を作成する際は、下記の資料を参考とすることができます。



参考資料：文部科学省作成「就学ガイドブック」（※8か国言語対応）

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm)

文科省 就学ガイドブック

検索

市町村としての学校における受入れ体制の整備にかかわる支援

外国人児童生徒の受入れ後は、教育委員会として、学校における受入れ体制を整備することが必要です。道内外の市町村では、在籍校に対し、次のような支援を行っています。

【市町村における学校への支援の例】

- 通訳や支援員を配置し、取り出し指導や在籍学級での指導において学習支援を行う。
- 帰国・外国人児童生徒が在籍する学校に翻訳機やタブレットを導入する。
- 帰国・外国人児童生徒等教育に関する研修会を定期的に開催し、日本語指導教員の指導力向上を図る。
- 学校、教育委員会、P T A、関係機関等の代表者による連絡協議会等を組織し、帰国・外国人児童生徒やその保護者の支援体制の構築に向けた協議を行う。 など



■北海道教育委員会では、各市町村及び学校における帰国・外国人児童生徒等教育の充実に向け、「帰国・外国人児童生徒が生き生きと学校生活を送るために～受入れと指導のQ&A」を作成し、HPで紹介しています。

(<http://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/kikoku/300301.pdf>)

道教委 帰国Q A

検索



■文部科学省では、帰国・外国人児童生徒等教育に関する様々な情報をHPで提供しています。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm)

文科省 帰国外国人

検索